

さいばん通信

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No. 24 2016. 7. 13
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）で、非違行為を 注意指導したとする管理者の氏名が明らかになる！！

管理者がこんな報告していた！！ 渡邊さんのカット理由17事象！

原告渡邊事象No.12（丹藤 裕一助役）

平成26年8月1日2時2分頃、仕業庫において、N700系新幹線電車（N15編成）の仕業検査時、台車部検査の際に、タイヤ踏面の検査手順を誤ったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.13（横田 浩平助役）

平成26年8月10日0時3分頃、仕業申告詰所において、700系新幹線電車（C17編成）の仕業検査時に作成したチェックシートの記載に不備があったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.14（丹藤 裕一助役）

平成26年8月17日0時42分頃、仕業庫において、700系新幹線電車（C44編成）の仕業検査時、ボンネット内検査及びATC開放運転スイッチカギ箱の確認を行わなかったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.15（丹藤 裕一助役）

平成26年8月24日22時3分頃、仕業庫において、700系新幹線電車（C14編成）の仕業検査時、台車部検査の際に、タイヤクリーナーの検査を行わなかったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.16（横田 浩平助役）

平成26年9月18日23時46分頃、仕業申告詰所において、700系新幹線電車（C18編成）の作業に関して、作業実績書の記載に不備があったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

原告渡邊事象No.17（丹藤 裕一助役）

平成26年9月27日17時37分頃、仕業申告詰所において、N700系（改造）新幹線電車（X46編成）の仕業検査時に作成したチェックシートの記載に不備があったため、原告渡邊は管理者から注意指導を受けた。

これらの報告が本当か？明らかにしていきましょう！！